〇内閣府令第二十四号

警備 業 法 (昭 和 兀 十 七 年 法律第百十七号) 第二十 条第二項、 第四 十五 一条及び 第五 十四条の 規定に基づき

警備業法 施 行 規則 0 部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和元年八月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令

警備 業 法 施 行 規 則 (昭 和 五. + 八 年 総 理 府 令 第 号) *(*) 部 を次 0 ように改 正 する。

次 \mathcal{O} 表により、 改正 前 欄 12 掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定 の傍線

を付した部 分のように改め、 改正前 環欄及び 改正後欄 に対応して掲げるその標記部 分に二重傍線 を付り L た規・ 定

(以 下 「対象規定」 という。) は、 その 標 記 部 分が 同 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} は当 該 対象 規定を改 Ē 後 欄 に掲げ えるも \mathcal{O} \mathcal{O} ょ

うに 改め、 その 標 記 部 分が ,異な るも \mathcal{O} は 改 正 前 欄 に · 掲 げ る 対象規定を改 正 後 欄 に掲 げ る対象規定として移 動

改正: 後欄に掲げる対象規定 で改改 正 前 欄にこれに対応するも のを掲げて 1 ない ŧ \mathcal{O} は、 これを加える。